

1 開会

会長 議事録署名委員は、山田委員、小竹委員とする。

2 報告事項

① 国保制度改正のスケジュール

事務局 資料 2 「国保制度改正のスケジュール」より説明する。国は、10 月中旬に納付金や交付金に関する政省令改正を行った。また、10 月末に仮係数を提示した。本係数は 12 月末に提示する予定である。

東京都は、国の仮係数、市区町村からの基礎データから納付金・標準保険料率の本算定を行っている。11 月 21 日に東京都国民健康保険運営協議会が開催され、運営方針や納付金・標準保険料率を審議する予定である。12 月に交付金条例・納付金条例・基金条例を制定し、運営協議会条例を改正する。また、12 月中に運営方針を策定する。

多摩市では、本日の運営協議会に保険税率の見直しについて諮問する。1 月 18 日まで審議していただき、1 月末に会長から市長に答申していただきたい。被保険者への周知及び議会については、7 月に説明したとおりである。

会長 国の本係数提示から再算定の期間が短い、仮係数と本係数の差は出ないのか。

事務局 国は、医療給付費、前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、介護納付金を改めて精査する。今年度は診療報酬改定もあるので、12 月末まで本係数の提示ができない。今年度は、年末年始もコンピュータシステムを稼働させるので、東京都は 1 月 10 日過ぎに市町村に本算定結果を出す。

委員 質問なし。

② 国民健康保険特別会計予算の会計科目

事務局 資料 3 「国民健康保険特別会計予算の会計科目について」より説明する。制度改正により都道府県も保険者となることから、会計科目も改正される。市町村は、保険給付費等交付金の交付を受ける一方、事業費納付金を納付する。また、社会保険診療報酬支払基金とのやり取りはなくなる。今回は、金額を示すことができなかったが、後日の会議で 30 年度予算を示したい。

委員 多摩市が賦課・徴収した保険税は、すべて納付金として納めるのか。また、保険給付費はすべて東京都から交付されるのか。

事務局 東京都が示す標準保険料率で賦課すると、納付金に相当する保険税を徴収できる。また、葬祭費や出産育児一時金などを除いた保険給付費相当が、都支出金として多摩市に交付される。

会長 共同事業拠出金が残り、共同事業交付金がなくなる理由は。

事務局 制度改正により共同事業は廃止されるが、退職者医療の共同事業に対する拠出金のみは残る。金額はわずかではあるが事務費分である。

③ 平成 30 年度国民健康保険税率の見直しについて

会長 市長がまだ見えないので、保険税率見直しの資料を説明していただきたい。

事務局 資料 4 以降の見方を説明する。資料 4 「平成 30 年度国民健康保険税率（諮問案）」は、諮問の変更案 1 と 2 を比較するために、現行の保険税率、標準保険料率などを参考として入れてある。表の下は、変更案 1 と 2 の説明である。資料 5 「保険税率【変更案 1】及び【変更案 2】の比較」は、変更案 1 と 2 のメリットとデメリットをまとめた。資料 6 - 1 「所得段階別多摩市国民健康保険税概算額一覧（変更案 1）」、資料 6 - 2 「所得段階別多摩市国民健康保険税概算額一覧（変更案 2）」は、それぞれ現行の保険税率と変更案の保険税率での保険税額の比較である。資料 7 「国保事業費納付金・保険税・法定外繰入金シミュレーション」は、平成 44 年度までの 15 年間、平成 30 年度と同様の保険税の伸び率と仮定した場合の国保事業費納付金・保険税・法定外繰入金のシミュレーション結果である。前提条件は記載のとおりである。

会長 保険税と標準保険料率の違いは。

事務局 標準保険料率は東京都が示す。市町村が納付しなければならない納付金額に充当できる率である。

委員 国保事業費納付金とは。また、法定外繰入金や収納率との関係は。

事務局 国保事業費納付金は、市が東京都に納めるものであり、市が標準保険料率で賦課すれば、納付金を確保できる。しかし、標準保険料率よりも低い保険税率とした場合には、納付金に足りないので法定外繰入金により充当することになる。また、収納率が高いと標準保険料率が低くなる仕組みになっている。

委員 前期高齢者納付金や後期高齢者支援金は、多摩市は払わなくてよいのか。

事務局 東京都が一括して社会保険診療報酬支払基金に納付するので、これらも納付金額や標準保険料率に含まれる。

委員 保険税率が上がると被保険者にとって生活が厳しいと感ずる。

事務局 今回の制度改正では、国は 3,400 億円を投入することにより、法定外繰入を削減してほしいという狙いもある。また、市としては、医療費の適正化をさらに進めたい。多摩市の医療費指数が低くなれば納付金も低くなる仕組みである。皆さんの健康が一番である。

委員 ジェネリック医薬品の差額通知が届いたが、市民にジェネリック医薬品のことが浸透していないのでは。

事務局 市としては、医師会や薬剤師会にもお願いしている。被保険者の方が理解できる文書等を出していくことを検討したい。

委員 資料3「国民健康保険特別会計予算の会計科目について」が、款のみであり、国保事業費納付金に後期高齢者支援金分や介護納付金分が含まれているのか、保険給付費の支払いがどうなるのか、国民健康保険税の賦課・徴収などが見えない。資料の工夫をしていただきたい。

事務局 意見を反映した資料を次回に示す。

3 多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについて（諮問）

市長 日ごろより多摩市国民健康保険について、大変お世話になっていることをこの場をかりて感謝申し上げたい。これから保険税率見直しの諮問をさせていただく。全国の自治体で見直しを進めている。東京都市長会でも国及び東京都に対して、情報を早く公開するようにお願いしてきたが、諮問は11月になってしまった。今後も国や東京都に強く申し上げていきたい。

諮問書を朗読し、会長に渡す。

広域化ということで国や東京都の責務は重い。先ほども申し上げたが、国や東京都に対しては、説明責任と市民の間で議論、協議できる時間を持てるよう強く申し上げていきたい。一方で、少子化、超高齢化社会の中で医療費や介護費の増大も想定されるので、健幸まちづくりを進めて、多摩市としてしっかり歩んでまいりたい。皆様方でご議論いただき、結論を導き出していただきたい。

会長 諮問の説明をお願いしたい。

事務局 資料4を中心にして、他の資料を使用しながら説明する。本日は、諮問した変更案の考え方を委員に理解していただくことを主眼としたい。

資料4の表の1行目は平成29年度の保険税率、次の行は前回報告した平成29年度に制度改正を行ったと仮定した標準保険料率とその増減率である。

次が、平成28・29年度2年間の1人当たりの負担額の伸び率である。医療である。1人当たり医療費は平成28年度2.5%増、29年度は6ヶ月間の比較で2.4%増であることにより、4.8%増とした。後期高齢及び介護は、国から1人当たり負担額が提示される。後期高齢は、2年間で3%増、介護は8.2%増であった。

変更案 1 は、2 年間の医療・後期・介護の伸び率に合うように税率を定めた。1 人当たり平均 4.67% 増となる。変更案 2 は、伸び率を倍の 9.34% とした。平成 29 年度現行との比較、標準保険料率との比較を示した。

参考として、平成 29 年度東京 26 市の内 2 方式を採用している市の保険料（税）率の平均と多摩市との比較、また、東京 26 市の標準保険料率の平均と多摩市との比較を示した。

表の下の説明である。多摩市国民健康保険運営指針の期間は、平成 29 年度までである。運営指針では、保険税率の見直しを 2 年に 1 度としている。

変更案 1 は、先ほど説明したとおり 28、29 年度 2 年間の伸び率から算定した。31 年度以降は毎年見直すものである。改定率は、毎年東京都が示す標準保険料率を参考に決定する。また、運営指針の保険税率の見直しを 2 年に 1 度行うという方針を変更する必要がある。変更案 2 は、案 1 の伸び率の 2 倍とした。運営指針のとおり 2 年に 1 度保険税率を改定する。改定率は、毎年東京都が示す標準保険料率を参考に決定する。資料 5 の説明は最後に行う。

医療・後期・介護の伸び率に対する所得割と均等割の配分である。配分にあたっては、標準保険料率との比較の増減率を縮小させる、低所得者の増加率を抑える、こととした。資料 6-1、6-2 を見ていただきたい。6-1 は変更案 1、6-2 は変更案 2 である。1 人世帯から 4 人世帯までの所得金額の段階別の 29 年度と変更案の比較である。医療分と後期支援分はすべての方が該当し、介護分は 40 歳～64 歳までが該当する。世帯別の介護分該当者の人数別に保険税額を比較した。

資料 4 に戻る。国からは法定外繰入を行っている市町村についても、30 年度は引き上げ幅の抑制の要望が説明会などでなされている。また、今年度中に国保財政健全化計画を策定することになっている。健全化計画の期間は 5 年の予定であるが、都の運営方針案によれば法定外繰入の解消は、5 年を超えることは可能である。そこで、毎年の納付金の伸び率を 2%（2% が妥当かどうかは難しいが）と仮定して、多摩市としては 15 年程度で法定外繰入を解消していく。そのためには、年平均で 4～5% 程度の改定を行う必要がある。資料 7 「国保事業費納付金・保険税・法定外繰入金シミュレーション」を見ていただきたい。保険税は、29 年度の 1 人当たり 82,446 円を基準とした。納付金は、試算額 47 億 6,300 万円から被保険者数を 29 年度 6 ヶ月で 2% 減だったことにより 4% 減、納付金の伸び率を医療費の伸び率 2.4% に準じて 2% 増の 46 億 6,392 万円、その後も毎年 2% 伸びると仮定した。被保険者数は、減少傾向であり、特に平成 37 年度には団塊の世代が全て 75 歳以上となることから、平成 35 年度以降大幅に減少する見込みではあるが、今回のシミュレーションでは 31 年度以降の被保険者数は変更していない。1 枚目の変更案 1、2 枚目の変更案 2 である。法定外繰入は、変更案 1 はほぼ均等に削減されるが、変更案 2 は削減していくが隔年で増減

を繰り返す。3枚目と4枚目は参考として、納付金の伸び率を0として、保険税のみ伸ばしたものである。その場合には、平成38年度には解消できる。

最後に、資料5の「保険税率【変更案1】及び【変更案2】の比較」を見ていただきたい。変更案1と2を比較した。今まで説明したことのまとめでもある。

委員 資料4の説明欄の国の引き上げ幅抑制の要望について、国はそのように言っているのか。

事務局 国は、平成30年4月に制度改正がきちんと始められることをまず考えてほしいと言っている。

委員 資料4の説明欄に「健全化計画の期間は5年の予定であるが、都の運営方針案によれば法定外繰入の解消は、5年を超えることは可能である。」とあるが延ばすことは可能なのか。資料6では15年のシミュレーションである。

事務局 市町村で状況が違うということで、東京都の運営方針案では、法定外繰入解消の目標年次を定めていない。健全化計画を今年度中に策定しなければならない中では、多摩市としては、15年程度で解消していきたいと考えている。また、赤字を0にするのは難しいのではないかと考えている。健全化計画については、今年度中に運営協議会に諮る必要があると考えている。

委員 1案か2案かを決めるだけで、今後の保険税率が自動的に計算されるわけではない。市の努力により変わってくる。努力目標としては、5年から15年ではあるが、法定外繰入を0にする目標にしなくてよいのか。

事務局 今のところ国や東京都は、そこまで求めていないと考えている。

委員 変更案1と2の考え方を確認したい。

事務局 変更案2は変更案1の伸び率の倍である。変更案2は、30年度から法定外繰入の削減を行うということで、変更案1よりも1年早く法定外繰入の削減を進めることになる。

委員 変更案1の場合は、来年も諮問するのか。それは、30年度よりも上がる可能性もあるし下がる可能性もあるということか。

事務局 そのとおりである。

委員 医療費が上がる中では、さらに上がる可能性が高いのでは。

事務局 来年の諮問がどのようになるのかはわからないが、たとえば毎年改定する場合には5%以内、隔年で改定する場合には10%以内というルールをこの協議会で決めてもいいのではないかと考える。

委員 国が考えている5年と15年では大きな開きがある。15年とした場合のデメリットはあるのか。

事務局 現時点では国の補助金でのデメリットはない。健全化計画は今年度中に作る必要があるだけである。

委員 年間医療費は75歳以上の方と65歳未満の方では、およそ6倍の開きがある。

75歳以上になれば介護費用も発生する。今後75歳以上の方が増える状況では、毎年改定する方がより厳しい数字が出るのではないかと考える。

事務局 東京都からは、毎年、納付金や標準保険料率を算定する中では、保険税率も毎年見直しをかけた方がよいのではないかと考える。

委員 毎年改定した場合にシステム費用などの問題はないのか。

事務局 パラメータの変更なのでシステム費用は発生しない。

委員 シミュレーションの保険税率が、2年目以降何%になるのか示すことはできないのか。

事務局 できるかどうか検討する。

3 その他

事務局 次回の運営協議会は12月21日としたい。

4 閉会